

# 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

岡崎市立三島小学校

## 1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、組織的に判断することが求められている。(「岡崎市いじめ防止等のための基本方針」より)

## 2 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

そのため学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 3 いじめ防止対策組織

本校では、いじめ防止に対応するため、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。**本委員会**は、**校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主任(いじめ対策担当)、養護教諭、担任、スクールカウンセラー**等で構成し、次のことを行う。

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・学校教育活動アンケートにおいて、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発
  - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・毎学期の「生活アンケート」をもとに担任が個別面談を実施し、対応する。
  - ・誰にでも気軽に相談をする機会として「心のアンケート」を実施する。児童は相談したい教員にアンケート用紙を提出し、受け取った教員は面談を行うことで、早期の情報収集、具体的な対応を行う。
  - ・毎月の職員会議と必要があるときに、全職員で児童の現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合う。
- (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・児童には、学級の時間、教科・領域の授業、行事などを利用し、いじめに対する意識を高める指導を継続して行う。
  - ・保護者・地域には、随時、各種通信やホームページ、人権集会等を通して、いじめ防止の取組状況などを発信する。
- (4) いじめ事案への対応(いじめに対する措置)
  - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、いじめ対策委員会を招集する。正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織し、迅速かつ効果的に対応する。
  - ・いじめが解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導、支援を行う。

#### 4 いじめの防止等に関する具体的な取組

##### (1) いじめの未然防止の取組【居場所づくりと絆づくり】

- ア 児童同士の関わりのなかで、互いに認め合い、共に成長していく学級・学校づくりを進める。
- イ SST を月に1回学級で行い、より良い友好関係の築き方を学ぶ機会を設ける。
- ウ 児童の自主的な活動や自己決定の場を確保するとともに、楽しくわかりやすい授業を行う。
- エ 教師は、児童が相談しやすくなるよう、日頃から良好な関係づくりに努める。
- オ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、多様な体験を取り入れ、命の尊さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- カ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。
- キ 教職員の児童理解力を高めるために、情報交換と具体的な指導法について研修する。
- ク WEBQU の結果から、学級に対する子どもの意識を把握し、チーム編成に活用する。
- ケ WEBQU の結果を基に取り組んだ支援の成果を検証、見直し、チーム編成に活用する。

##### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 毎朝の健康観察を丁寧に行い、児童の心身の健康状態の把握に努める。
- イ 生活アンケートと個人面談を学期に2回実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。各種結果等をもとに、いじめ対策委員会全体会を開催し、情報を共有する。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- オ 通学団会、部活動、クラブ活動、委員会活動等、異年齢での活動場面での状況について、担当教員がその様子を適切にとらえたり、他の教職員と情報交換したりする。

##### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。必要と認めるときは、被害児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な支援を行う。
- ウ 加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### 5 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに岡崎市教育委員会に報告し、本校いじめ防止基本方針(「重大事態の対応フロー図」)に基づいて対応する。

<重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条)>

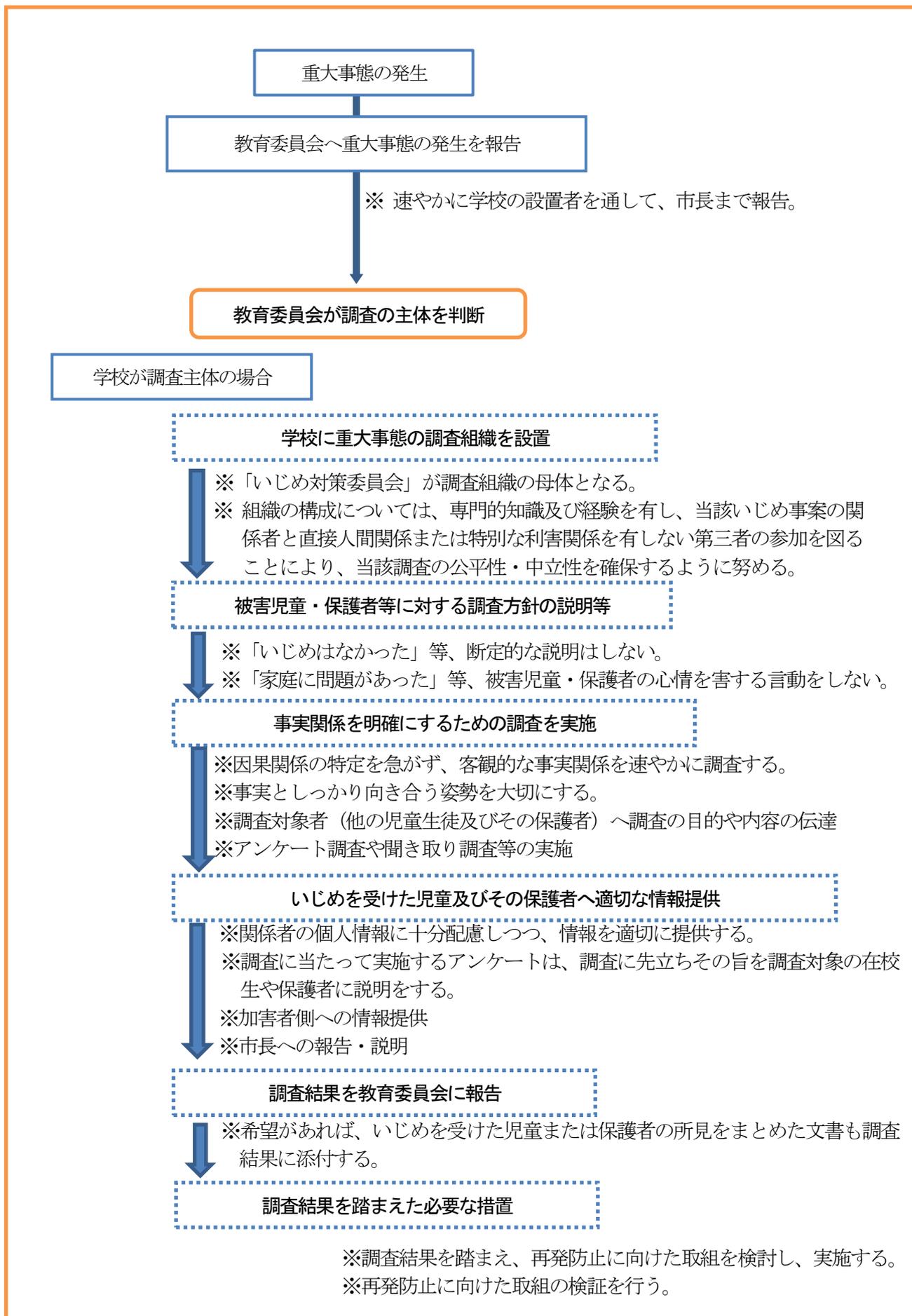
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### 6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価(教育活動アンケート)を実施する。これらの結果をもとに、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

#### 7 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページで公開する。
- (2) 長期休業中のいじめ防止のために事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。



<令和6年度 いじめ防止への取組 年間計画>

三島小学校

月	「いじめ対策委員会」	未然防止のための取組	早期発見のための取組	保護者・地域との連携	
4	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○児童、保護者へSCの周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導 (心と体の成長) ○「1年生を迎える会」 (異年齢交流)	○昨年度の対策委員会の記録での振り返り ○身体測定 ○相談者の周知に努める	○授業参観 ○希望者懇談会 ○「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公開
5		○いじめ未然防止対策を実施する。	○運動会	○生活アンケートの実施 ○教育相談週間 ○WEBQUの実施	○運動会 ○学校評議員会
6		○対策委員会全体会	○情報モラル指導 (ネットモラル) ○学校保健委員会	○生活アンケートの実施 ○教育相談週間	○授業公開 ○部活動参観
7	C ↓	○実施した取り組みを見直す		○心のアンケート	○個別懇談会
8	A ↓	○見直した課題に対する対策・改善を考え、いじめ未然防止対策を再計画する			
9	P ↓	○再計画した内容を実行する		○身体測定 ○生活アンケートの実施 ○教育相談週間	○授業公開
10	D ↓		○盲学校との交流(4年) ○福祉教育プログラム(5年)		○学芸会
11	C ↓	○対策委員会全体会	○学芸会	○生活アンケートの実施 ○教育相談週間 ○WEBQUの実施	○授業公開
12	A ↓	○再実行した内容を対策・改善する	○人権週間・人権集会 ○盲学校との交流(4年)	○心のアンケート	○個別懇談会 ○学校評議員会 ○教育アンケート
1	P ↑			○身体測定 ○生活アンケートの実施 ○教育相談週間	○授業公開
2		○対策委員会全体会	○盲学校との交流(4年)	○教育相談週間 ○心のアンケート	○学校評議員会
3		○対策・改善した内容から「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会		
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○分かる授業の充実 ○規律のある生活 ○道徳教育 ○SSTの実施 ○読み聞かせの実施	○健康観察の実施 ○SCによる個別面談 ○日記	

※いじめが発生した場合は、全職員で共通理解できるようにする。さらに専門機関との連携も図りながら対応していく。